

医療機関
(※1)

申請書提出
(協議開始)

内容の確認
協定書押印
指定の同意

③
医療機関から管轄
保健所に
○協定書
○協定指定医療機
関の指定に係る
同意書 を郵送

協定書等の
受領・保管

保健所

①
医療機関から県に
○申請書
をメールで送付

②
県から医療機関に
○協定書
○協定指定医療機
関の指定に係る
同意書 を郵送

内容確認
(取り纏め)

情報の共有

⑤
県から医療機関に
○協定書 (※3)
○協定指定医療機
関の指定書 (※4)
を郵送

県
(感染症対策センター)

申請内容確認
協定書作成
(協議終了)

④
保健所から県に提出

⑥
県から保健所に
協定締結を報告
※台帳を共有

手続き
(締結)

- ※1：病院及び診療所、薬局、訪問看護事業所
- ※2：協定締結後、内容を変更する場合は「変更届（様式あり）」を保健所に提出してください。
- ※3：協定の内容は厚生労働省令で定めるところにより県ホームページ等で公表いたします。
- ※4：医療措置の内容によっては指定できない場合もあります。